

ながさき UIJ ターン就活費用補助金実施要綱

(目的)

第1条 長崎県(以下「県」という。)は、学生等の県内就職を促進することを目的として、長崎県外の学校等に在籍し、長崎県外に居住する長崎県内就職希望者が、長崎県内就職に向けた活動を行う際の交通費および宿泊費の全部又は一部に対する補助金を交付する。

その交付については長崎県補助金等交付規則(昭和40年3月30日長崎県規則第16号。以下「規則」という。)長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱(平成19年3月16日長崎県告示第299号)及びこの実施要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

(1) 長崎県内企業

長崎県内を主な勤務地とする求人を行う企業及び団体。(ただし、国及び地方自治体は除く。)

(2) 学校等

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に基づく大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校のほか、別表1に定める学校等。

(3) 学生等

前号に定める学校等に在籍する学生又は生徒。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は別表2に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象外とする。

(1) 長崎県暴力団排除条例(平成23年12月27日長崎県条例第47号)第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

(3) 対象活動の参加時点において、対象活動を実施する企業から既に内定を受けている者

(4) 対象活動を実施する企業の事業主又は取締役等が、申請者の3親等以内の親族である場合

2 前項に限らず、国、地方公共団体及び長崎県内企業から同様の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は補助対象外とする。

(補助対象活動)

第4条 補助対象活動は別表3に定めるとおりとする。

(補助対象経費及び上限額)

第5条 補助対象経費は別表4に定めるとおりとする。

2 補助金額は、対象活動への参加に要した経費の実費額の合計額の1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし別表5の居住地域別に上限額を定める。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、対象活動終了日の翌月10日までに、補助金実績報告書及び交付請求書(様式第1号)に次の書類を添えて県へ提出すること。

- (1) 活動報告書兼活動証明書(様式第2号)
- (2) 補助の対象となる経費の支払いを証明するもの(領収書等)
- (3) 申請者の居住地を証する書類(運転免許証や公的な郵便物の写し等)
- (4) 現役学生等であることを証明するもの(学生証の写し等)

2 補助金の交付を受けることができる回数は、1人当たり、年度内に2回までとする。

3 前2項に関わらず、年度内の総交付額が当該年度の予算額に達した場合は、申請受付を終了する。

(申請取り下げのできる期間)

第7条 前条の申請を取り下げることのできる期日は、前条第1項に定める申請期日までとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第8条 知事は、第6条第1項に規定する補助金実績報告書及び交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の決定及び交付金額を確定のうえ、補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第3号)により通知する。

2 知事は、補助金の交付を決定したときには、補助金実績報告書及び交付請求書を受理した月の翌月末までに申請者へ交付する。

2 知事は、前項の場合において申請金額の一部又は全部を交付しないことを決定したときには、申請者に対して不支給(又は一部支給)決定通知書(様式第4号)により通知する。

(補助金の返還)

第9条 県は、補助金の交付決定及び支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

(補助金の交付手続きの特例)

第10条 規則第21条の規定により、規則第7条及び第14条の規定による交付決定の通知

及び額の確定通知の手続きを併合し、規則第 13 条及び第 16 条の規定による実績報告及び交付請求を省略して補助金を交付するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

この要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

(改正)

令和 2 年 5 月 25 日 一部改正

別表 1 (第 2 条関係)

学校名	備考
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校	国立研究開発法人水産研究・教育機構が設置、運営する教育訓練施設。
各都道府県立農業 大学校	主に高等学校以上の教育課程を修了した就農希望者や農業者等を対象として広く農業研修を行う教育機関として、都道府県知事が、地域の農業経営者育成において中核的役割を果たすと認めるものであり、都道府県が運営する教育機関。
その他	本補助金の交付の趣旨に沿うと特に県知事が認める大学等

別表 2 (第 3 条関係)

用語	解説
補助対象者	長崎県内就職を希望する者のうち、以下の全てに該当する者。 ア．対象活動参加時点で長崎県外の学校等に在籍する学生等 イ．長崎県外に居住している学生等 ウ．申請時に届出た連絡先（住所、電話、メールアドレス）宛の UIJ ターン就職関連情報提供に同意すること。 エ．申請時点においてながさき県内就職サイト「N なび」へ登録していること。

別表 3 (第 4 条関係)

活動区分	要件
インターンシップ	長崎県内企業が長崎県内で行うインターンシップへの参加
就職イベント	長崎県又は長崎労働局（ハローワークを含む）が長崎県内で主催する長崎県内就職を目的としたイベント 長崎県が市町等と長崎県内で共催する就職イベント
採用試験等	長崎県内企業が長崎県内で行う会社説明会、採用試験、採用面接等
その他	キャリアコーディネーターが行う就職相談により紹介を受けた企業と長崎県内で行う交流（企業訪問や企業説明会への参加等） 本補助金の交付の趣旨に沿うと特に県知事が認める活動

公務員（国、県、市町）への就職を目的とした活動は補助対象外とする。ただし、就職イベントにおいて民間企業と公務員双方のブースを訪問した場合は補助対象とする。

別表 4 (第 5 条関係)

用語	解説
補助対象経費	対象活動への参加に要した交通費及び宿泊費。 交通費については長崎県外の居住地と長崎県内の活動場所の間を移

	<p>動する際に要する最も経済的及び合理的な経路及び方法により算出された費用とし、原則として公共交通機関を利用したものに限る。 (自家用車利用については ETC による高速利用代金のみ対象とする。タクシー利用については活動地がへき地である等、やむを得ない事情がある場合にのみ対象とする。)</p>
--	---

別表 5 (第 5 条関係)

居住地域	都道府県	上限額
北海道	北海道	4 万円
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	4 万円
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	3 万円
中 部	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	3 万円
近 畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	2 万円
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	2 万円
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	2 万円
九州、沖縄 (長崎県を除く)	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	1 万円

様式第 1 号 (第 6 条関係)

受付番号 :

県記載欄につき空白のまま申請下さい。

年 月 日

長崎県知事 様

住所 (〒)

氏名 印

ながさき UIJ ターン就活費用補助金実績報告書及び交付請求書

長崎県内就職に向けて下記の活動を実施しましたので、長崎県補助金等交付規則(昭和 40 年長崎県規則第 16 号)第 13 条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

また、同規則第 16 条の規定により「ながさき UIJ ターン就活費用補助金」を下記のとおり交付されるよう請求いたします。

1. 申請者情報

学校名等	学校名 : (年生)
	----- 学部学科等 :
電話番号	- -
Eメール	

2. 補助金額の算定

: 補助対象経費	円	添付した領収書記載金額の総計
: 補助金の上限額	円	ながさき UIJ ターン就活費用補助金実施要綱別表 5 の上限額
: 補助金申請・請求額	円	と を比較して少ない額 1,000 円未満切り捨て

3．振込口座

銀行・支店等	銀行	支店
預金種別	普通 / 当座	
口座番号		
口座名義(カナ)		

口座名義は個人口座名義に限る。

4．添付書類（枠内にチェックを入れること）

活動報告書兼活動証明書（様式第2号）

申請者の居住地を証する書類（免許証や公的な郵便物の写し等）

現役学生等であることを証明するもの（学生証の写し等）

5．誓約・同意（枠内にチェックを入れること）

私は、申請にあたり以下の全ての事項について誓約及び同意いたします。

（誓約事項）

ながさき UIJ ターン就活費用補助金実施要綱その他関係書類を十分確認したこと

申請内容に虚偽がないこと

ながさき UIJ ターン就活費用補助金実施要綱第3条のいずれにも該当しないこと

N なびに登録済であること

（同意事項）

現在の住所、電話番号又はEメールあてに長崎県から地元就職に関する情報提供を受けること

活動報告書兼活動証明書

移動期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
活動期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
活動区分	インターンシップ参加 採用試験等への参加 就職イベントへの参加 その他
活動場所 又はイベント名	（例：株式会社〇〇本社 / ながさき新卒面談会 / 〇〇大学 等）
対象企業 （注釈1）	
活動証明 企業担当者又は イベント主催者記 載欄 担当者認印で 可	上記について相違ないことを証明します。 また、学生に対して旅費支給等の金銭的支援を実施 していないことを宣誓いたします。 学生氏名 _____ 企業名または主催者名 _____ 記載者氏名 _____ 電話番号 _____ 旅費・宿泊費補助の有無（いずれかに丸） 有 ・ 無 _____ <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 100px;">印</div>
領収書等添付 （注釈2）	

注釈1：イベント参加の場合はブース訪問企業を全て記載すること。

注釈2：枠内に収まらない場合は裏面やA4サイズの紙に貼り付け提出すること。

様式第3号（第8条関係）

長崎県指令（ ）（ ）第 号

**ながさきUIJターン就活費用補助金交付決定通知書及び
交付額確定通知書**

住所

氏名

年 月 日付で申請のあったながさきUIJターン就活費用補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行なったので同規則第14条の規定によりあわせて通知する。

年 月 日

長崎県知事 印

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付決定の内容
- 4 交付の条件

様式第4号（第8条関係）

長崎県指令（ ）（ ）第 号

ながさきUIJターン就活費用補助金（不支給・一部支給）決定通知書

住所
氏名

年 月 日付で申請・請求のあった「ながさきUIJターン就活費用補助金」について、審査の結果、下記の理由により（不支給・一部支給）としましたので通知します。

年 月 日

長崎県知事 印

記

1. 申請金額
2. 交付決定金額
3. (不支給・一部支給)の理由
4. その他